

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本務第505号
令和5年3月24日
宮城県警察本部長

宮城県警察職員昇給実施要綱の一部改正について（通達）
職員の昇給については、「宮城県警察職員昇給実施要綱の改正について（通達）」
（令和4年11月30日付け宮本務第1719号）により実施しているところである
が、別添のとおり宮城県警察職員昇給実施要綱の一部を改正したので通達する。
なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

職員の給与に関する条例及び人事委員会規則7-33（初任給、昇格、昇給等の
基準）の一部改正に伴い、昇給抑制職員の昇給号俸数について改めた。

2 施行期日

令和5年4月1日

宮城県警察職員昇給実施要綱

1 趣旨

この要綱は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、宮城県人事委員会規則7-33（初任給、昇格、昇給等の基準。以下「規則」という。）及び県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する規程（昭和32年宮城県警察本部訓令第8号）に定めるもののほか、宮城県警察職員（以下「職員」という。）の昇給に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 昇給抑制職員

昇給日の属する年度の末日において、年齢が56歳（労務職給料表の適用を受ける職員にあっては、58歳）以上の職員をいう。

(2) 管理職層

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものをいう。

(3) 人事評価

宮城県警察職員の人事評価に関する訓令（平成28年宮城県警察本部訓令第14号）第5条の定期評価をいう。

(4) 昇任

警視又はこれに相当する職、警部又はこれに相当する職、警部補又はこれに相当する職及び巡查部長又はこれに相当する職に昇任すること並びに業務職員が主任に発令されることをいう。

3 昇給区分の決定

職員の昇給区分は、人事評価等に基づく区分（以下「第1次昇給区分」という。）の内申を踏まえ、別表により警察本部長（以下「本部長」という。）が決定する。

4 第1次昇給区分の内申

(1) 内申基準

第1次昇給区分の内申基準については、別に定める。

(2) 内申者

ア 警部又はこれに相当する職以上の職員については、本部長が指名する者が第1次昇給区分を内申する。

イ 警部補又はこれに相当する職以下の職員については、所属長が所属職員の第1次昇給区分を内申する。

5 勤務成績の証明

前記4の第1次昇給区分の内申については、規則第34条に規定する勤務成績の証明として取り扱うものとする。

6 職員への通知

本部長は、職員の昇給区分を決定したときは、所属長を経由して職員に書面で通知する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、職員の昇給に必要な事項は、別に定める。

別表

昇給区分	決 定 要 件	昇給号俸数		
		昇給抑制職員以外の職員		昇 給 抑 制 職 員
		管 理 職 層 以外の職員	管理職層	
A	第1次昇給区分がAの職員のうち 昇給日前1年間に昇任した職員	10号俸	10号俸	3号俸
	第1次昇給区分がAの職員	8号俸	8号俸	2号俸
	第1次昇給区分がBの職員のうち 昇給日前1年間に昇任した職員			
B	第1次昇給区分がBの職員	6号俸	6号俸	1号俸
	第1次昇給区分がCの職員のうち 昇給日前1年間に昇任した職員			
C	第1次昇給区分がCの職員	4号俸	3号俸	昇給しない
D	第1次昇給区分がDの職員	2号俸	2号俸	昇給しない
E	第1次昇給区分がEの職員	昇給しない	昇給しない	昇給しない

備考

- 1 昇給区分は、宮城県人事委員会が定めるA又はBの昇給区分に決定する職員の割合等に応じて、必要な調整を行い決定するものとする。
- 2 最高号俸（職員の属する職務の級の最高の号俸をいう。）までの号俸数が、表に掲げる昇給号俸数に達しないときは、その号俸数をもって昇給号俸数とする。